

## 一 「誹諧歌」の表記と藤原清輔

最初の勅撰和歌集として延喜五年（九〇五）に選進された古今和歌集（以下、古今集と呼ぶ）全二十巻のうち、巻第十九の冒頭には「雑体」という部立名が示されている。その「雑体」部は、さらに「短歌」「旋頭歌」「誹諧歌」の三つの部分に分けられているが、本論は、そのうちの「誹諧歌」という小部立名の、特に表記について考えようとするものである。

『古今和歌集』の、清輔本諸本をはじめとする由緒ある伝本では、この小部立名はほとんど例外なく「誹諧歌」と記されていて、「俳諧歌」という表記は、伝後鳥羽院筆本以外の本にはほとんど見られないことが指摘されている（片桐洋一氏『古今和歌集全評釈』（平成十年・講談社）等）。この事実は、古く平安時代末期から知られていて、清輔本古今集（前田家本）には、この部分に藤原清輔による次のような注記が記されている。（以下、漢文には読解のため句読点を加えた。）

誹諧有九種名。一俳諧、二誹諧、三俳諷、四滑稽、五諧譏、六謎字、七空戯、八鄙諺、九俚言。或書如此。但以誹諧多称俳諧而称非条不審。如字ハ有謂歟。俊頼自筆本ニハ俳諧卜書之。

以上は、昭和三年刊の尊経閣叢刊の翻刻によっているが、「但以誹諧多称俳諧而称非条不審」の部分などには誤写による誤字の可能性が考えられ、このままでは文意が通じがたい。特に「俳諧」はもと「俳諧」であった可能性が大きいように思われる。

また、同じ清輔の『奥義抄』（上巻）には、次のような記述が見える。小字二行書きの部分は慶安五年版本や『日本歌学大系』本などに見える一方、この部分を持たない伝本もあるが、右に引いた注記を勘案すれば、これも清輔自身の意見と考えると問題ないように思われる。「拾遺」とあるのは正しくは「後拾遺」。なお、「委趣は下巻にあり」とあるが、下巻でなく「下巻余（灌頂巻）」に、「誹諧歌」についての詳細な注記がある。ただし、ここではすべて「誹諧」と表記されていて、「俳諧」との表記の違いはまったく問題にされていない。

## 八、誹諧歌

滑稽也。委趣は下巻にあり。（以下小字二行書き）「誹、音非也。無俳音。可レ用俳字ニ云々。雖然古今・拾遺等皆以用誹字、尤不審也。」

清輔本古今集（前田家本）の注記によれば、清輔は「俳諧」と「誹諧」の二種類の表記を、はっきりと区別して考えていたようだが、そのうえで、両者を含む「九種」の総称として「誹諧」という表記をひとまず用いつつ、同時に疑念も呈示し、「俊頼自筆本」には「俳諧」という表記が用いられていたことを最後に記している。同様の疑念は『奥義抄』（上巻）に、よりはっきりと記されており、ここでは「俳」の字を用いるべきなのに古今集や後拾遺集で「誹」が使われていることについて「尤不審也」と記されている。

清輔を悩ませていたのは、「俳諧」と「誹諧」という文字表記の視覚上の違いの問題だけ

ではなかった。契沖の『古今余材抄』が言うように、「俳」は「玉篇云、皮皆切」で音「ハイ」であるのに対し、「誹」は「玉篇云、甫尾切」で音「ヒ」であり、両者はその発音を異にする。清輔はそのことをよく知っていた。清輔本古今集(前田家本)の注記中の「二誹諧」には「ヒ」という読み仮名が加えられており、『奥義抄』(上巻)の小字二行書きの部分では、その音の違いが「誹、音非也。無俳音」と指摘されている。『奥義抄』(上巻)には、それを受けてさらに「可用「俳字」云々」とも書かれている。もし「誹」の字が「俳」の字と同じ「ハイ」の音を持っていたら、「誹」字は「俳」の字の通用字と考えることもできたはずである。だが、発音が違っていればそれもむづかしい。最終的に清輔がこの問題をどう解決したかは不明だが、ここで見た記述から考える限り、彼は、権威ある伝本の「誹諧」という表記を尊重し、本来「ヒカイ」としか読めないその「誹諧」を、「俳諧」の代理表記のように考えてひとまずあえて「ハイカイ」と読み、それを小部立名とすることにしたのではないかと考えられる。

藤原清輔がこのような注記を書き記した後、「俳諧」と「誹諧」の表記の問題は、しばらくの間、ほとんど新しい展開を見せなかったように思われる。鎌倉時代末期の二条家の説を伝える行乗の『六卷抄』(片桐洋一氏『中世古今集注釈書解題』第三卷(昭和五六年・赤尾照文堂)の東山御文庫本翻刻による。なお、他の写本にもこの部分ほとんど異同はない。)には、清輔本古今集(前田家本)の注記と同じ記述が、「誹諧有様々」という傍注とともに「或説云、一俳諧、二誹諧、三俳諧、四滑稽、五諧謔、六謎字、七空戯、八鄙諺、九俚言」と記された後、「此等子細未<sub>レ</sub>弁<sub>レ</sub>之」と記されている。また、東常縁から宗祇に伝えられた説が記されている『古今和歌集両度聞書』の近衛尚通本(片桐氏同書翻刻の宮内庁書陵部蔵智仁親王筆本)には、小部立名が「誹諧歌」と記された後、「誹 誹謗也」という記述があつて「誹謗」の右側には「ヒバウ」、左側には「ソシル」の文字が添えられており、同じ『古今和歌集両度聞書』の寛永五年版本には、これと同じ部分が、「誹諧歌 誹ハ誹謗也」と記されている。『古今和歌集両度聞書』のこの注記は「誹」の音や意味を明記したものとして注目されるが、注記にはそれ以上の展開は見られない。同書のこれに続く部分には「誹諧歌」の性格についての独自の主張が詳細に述べられているが、それらの記述は、「俳諧」と「誹諧」という表記の異なりの問題を話題にすることなく、すべて「誹諧」という文字をそのまま用いて記されているのである。

## 二 竹岡正夫氏の見解とその影響

しかし、「俳」と「誹」の二つの文字の間には、清輔が悩んだ二つの異なり、視覚的な字形の差異と発音の差異のほかに、もう一つ、重要な違いがあつた。当然のことではあるが、この二つの文字は、互いに意味を異にするのである。「俳」は『説文解字』に「戯也」とあるように、基本的にたわむれ、おどけといった意味であるが、一方の「誹」は、さきに見た『古今和歌集両度聞書』に「誹 誹謗也」とあつたように、人を悪く言う、そしるという意味の文字である。

『古今和歌集兩度聞書』では、その意味の相違は特に問題にされていなかったが、先の一部のみを引いた契沖の『古今余材抄』には、実は、その意味の違いも含めて、両字の相違が次のようにはっきりと述べられている。

「俳」ハ、玉篇云、皮皆ノ切、雜戲也。……「誹」、玉篇云、甫尾切、誹謗也。音義共に大きに異なり。

「誹諧」が「俳諧」とは意味を異にするという問題を『古今余材抄』は、「誹は俳の字なるを、なだらかなる草書の相似たれば、誹となれるなるべし」という、一種の誤字説によって解決しており、賀茂真淵の『古今和歌集打聴』等もこれに従っている。清輔本や定家本をはじめとする由緒正しい伝本が持っていた権威は、ここではもはや重みを失っているのだが、現代から見れば、ほとんどすべての証本が「誹諧」となっている現象を草体の誤写と考えることはやはりむづかしいと言わねばならない。古今集巻第十九の小部立名は、やはりそもそもその出発から「誹諧歌」と表記されていたと考えられる。

以上のような問題に対して、ひとつの明確な見解を提示したのが、竹岡正夫氏の『古今和歌集全評釈』（昭和五一年・右文書院）であった。竹岡氏は、「誹諧歌」の音読も語義も、すべて「誹」の字に則して考えるべきであると主張して、次のように述べる。

かくして、「誹諧」は、古今集に関する限り、「ヒカイ」と読むのが正しく、その語義も、おどけて悪口を言ったり、又大衆受けのするような卑俗な言辞を用いたりする意と解すべきなのである。たまたま「俳諧体」の詩が中国にあつたところから、それと混同して誤解を招いたものと考えられるのである。したがって「誹諧」は一般に解されているような、「滑稽」や「戯笑」を旨とする「雑戯」の類、「俳諧」と同じものではない。

氏の説は、『大漢和辞典』（昭和三四年・大修館）に見られる、次のような記述をひとつの根拠にしている。

【誹諧】ヒカイ おどけてわる口をきく。「北史、文苑、柳誓伝」性嗜酒、言誹諧、由是彌為太子所親狎<sup>一</sup>。

この項目の記述内容については、後で再度検討することになるが、中国ですでに「誹諧」という表記の語が用いられていたという『大漢和辞典』の用例呈示をふまえて主張された竹岡氏の説には、これまでの諸注にない強い説得力があった。小島憲之氏・新井栄蔵氏校注の『新日本古典文学全集・古今和歌集』（平成一年・岩波書店）は、これをふまえるかのよう

に、「誹諧歌」に「ひかいか」とルビを付け、脚注に次のように記している。

…誹諧の語義は説が多い。「誹」は悪いの意、「諧」は調べの意（広雅・釈詁「誹悪也」。周礼・調人注「諧調也」）で、右の正体の歌に対して欠点のある歌の意か。又、「誹」は「そしる、悪口をいう（原本系玉篇「謗也」）、「諧」はやわらぐ、戯れる（原本系玉篇「和也」）の意でもあるので、おどけたり、悪口をいう、ふざけるの意か。

（こゝでは「俳」の字は、もはや問題にされてもいない。また、渡辺秀夫氏は『平安朝文学

と漢文世界』（平成三年・勉誠社）第一篇第七章「〈付説〉『古今集』における「誹諧歌」の意義と本質」（初出は昭和四七年）で、

：周知の如く『古今集』の伝本にはすべて「誹諧」とあって「俳諧」とはない。：古今集撰者が「誹諧」の語を用いたのは、何か扱べき典故があったためで、全くの造語ではあるまい。

と述べ、後の注記では、

：「誹諧」（ヒカイ）の義は、「おどけてわる口をきく」（『大漢和辞典』）というが、『古今集』における「誹諧歌」の本性を考慮したうえで、「誹諧」の字義を以下の如く解釈しておきたい。「誹」とは誇る、あるいは「非」と共通の義、「諧」とは『玉篇』に「調也」とあるように、整う、美しいの義で、階調・快い調べのことである。そうして、「誹諧」とは、階調を誇る、または階調に非ざるもの、要するに、よく整った表現・階調・正格から外れること、それが、「誹諧」の名義ということになる。

と記している。

さらに、片桐洋一氏の『古今和歌集全評釈』（平成十年・講談社）は、「誹諧歌」という小部立名を掲示した後、それを「ハイカイカ」と読んでいる校注本が多いことを批判して、次のように述べている。

しかし、「竹岡全評釈」が言うように、「誹諧歌」の「誹」は「誹謗中傷」の「誹」であって、「俳」ではない。また、その訓も「誹」は「ソシル」（『類聚名義抄』『色葉字類抄』）であり、『類聚名義抄』が「タハブル」と訓む「俳」とは異なる。：「竹岡全評釈」は、「誹諧」を「おどけて悪口をきく」と訳す諸橋轍次博士の『大漢和辞典』を引くが、「ソシル」だけではなく、「ソシル」意の「誹」と「ヤハラグ」意の「諧」とを併せて、「やわらかく、楽しく、相手をそしるような、ざつくばらんな物言いをする体の歌」と理解しておくのが妥当ではないかと思うのである。

このように、竹岡正夫氏『古今和歌集全評釈』の見解は、他の注釈書や論考にも大きな影響を与えており、ここに紹介した『新日本古典文学全集・古今和歌集』、渡辺秀夫氏の『平安朝文学と漢文世界』、片桐洋一氏の『古今和歌集全評釈』は、「俳諧歌」ではなく「誹諧歌」の方が正しい表記であるとして、それを「ヒカイカ」と読むことを主張している。

それに対して、小松英雄氏『やまとうた 古今和歌集の言語ゲーム』（平成六年・講談社）は、『大漢和辞典』があげる『北史』柳誓伝の用例を引いて「中国の文献に根拠を求めるかぎり、「誹諧」と「俳諧」とが同義ではありえない」と述べたうえで、次のような説を提示している。

「誹」は中国の漢字であると決めてかかると、右のような苦し紛れの珍説になるが、字形がたまたま中国の漢字と一致しているだけで、『古今和歌集』の撰者の作った文字であると考えれば、きれいに説明がつく。（中略）

誹諧歌として収録されているのは、どれもユーモラスな作品であるから、これは、

原義どおりの「俳諧」である。人篇の「俳」を言篇に変えて「誹諧」とすれば、ことばの操作であることが視覚で直接に印象づけられる。そういう理由で造られたのが「誹」であるとしたら「俳」を特殊化して、あるいは「俳」から派生させて作られた文字であるから、音もハイである。

中国の漢字に〈そしる〉という意味の「誹」があることは承知のうえで。撰者はこの文字を造り、ここに使用していると考えるのが自然である。(下略)

この他、「誹諧歌」と表記しつつそれを「ハイカイカ」と読んでいる注釈書も現代でもなお多く、『和歌文学大辞典』(平成二十六年・古典ライブラリー)の「誹諧歌(はいかいか)」の項目(寺島修一氏担当)には、「誹」字を重く見て「ひかい」と訓む説もあるが存義とも記されている。

### 三 木村正辞『万葉集文字弁証』の見解

このようにさまざまな見解が示される中であって、この問題に言及していながら、これまでまったく問題にされてこなかった文献に、『万葉集美夫君志』の著者である木村正辞が安政二年(一八五五)に著した『万葉集文字弁証』がある。同書は明治三十七年に早稲田大学出版部から刊行されたが、昭和五十七年にその影印が、神田喜一郎氏の解題を付して勉強社から、『万葉集字音弁証』『万葉集訓義弁証』とともに出版されている。

その『万葉集文字弁証』下巻に「連字偏旁を變ずる例」と題された一節があり、そこには万葉集に見える「飼飯」と「沽洗」(三月の別称)の二つの熟語が掲げられている。このうち「飼飯」は、本来「筍飯」とあるべきでその表記例も多く、また「飼」字は「ケ」とは読めない。これについて木村は、「按に、此は下の飯字に連れて、竹冠を變じて食に从へるなり」と述べる。一方の「沽洗」は本来「姑洗」とあるべき語だが、これについても木村は「按に下の洗字に連れて女旁を變じて、彡に从へる也」とし、さらに、この「沽洗」という表記例が日本だけでなく中国にも見えることを述べて多くの用例を挙げている。

この二例についての説明の後、木村は次のように類似の例を列挙するが、その中に、いま問題にしている「誹諧」の語も含まれている。(小字二行書き部分を「」で囲んで示す。傍線山本。)

かくて、此例はいと多かる事なるを、一ツニツいは、俳諧を誹諧と作、「隋書侯白伝、古今和歌集」、牂柯〔漢書地理志〕を、牂柯〔続漢書群国志〕と作、叶洽〔史記天官書〕を汁洽〔同曆書〕と作、また常にも瑚璉を瑚璉と作、襴緹を襴褌と作、紕繆を紕繆と作、摺紳を縉紳と作る類、皆同列也。(以下略)

また、こちらもほとんど注目されていないが、金子元臣氏の『古今和歌集評釈』(明治四一年・明治書院、昭和新版・昭和二年・同)にも、この『万葉集文字弁証』とまったく同じ見解が、次のように述べられている。

○誹諧歌 史記の注に、「滑稽俳諧也」とあつて、をかしいはれ言を、俳諧といふ。

唐の杜甫の詩にも俳諧体がある。こゝに誹諧と書いたのは、下の諧の字の偏によつて、上の俳の字の偏をも言偏に作ったもので、かういふ例は、熟語にはよくあることである。

右は昭和新版から引用したが、文語文で書かれた明治の旧版も、内容に変わりはない。ただし最後の部分、明治版には「かゝる例、熟語には、よくあることなり。惑ふべからず」と記されている。

ちなみに、久保田淳氏「和歌・誹諧歌・狂歌―和歌と俳諧の連続と非連続」（學燈社『国文学』平成一二年四月）は、この金子元臣氏の見解を取り上げ、次のように述べている。

…これは傾聴に値する論ではないであろうか。竹岡氏は「たまたま「俳諧体」の詩が中国にあつたところから、それと混同して誤解を招いたものと考えられる」とするけれども、漢詩での俳諧体との混同は撰者たちの狙ったことでもあつたのではないか。そのように考えるならば、誹諧歌を「はいかいか」と読むことは認めざるをえないであろう。それは漢字の読みとしては誤っていても、撰者達はそのように読まれることを期待していたかもしれないのである。（以下略）

『万葉集文字弁証』や金子元臣氏『古今和歌集評釈』の所説が、『古今余材抄』等が言う誤写・誤字説とまったく異なつたものであることは、たとえば『万葉集文字弁証』が挙げている「沽洗」「襠襦」「紕繆」「縉紳」等の場合を考えれば明らかであろう。また、さきに見た小松氏や右に引いた久保田氏の言う意図的な造字ないしは混同という考え方によつて、これらの事例を説明することは困難である。これらの「沽」「襠」「繆」「縉」といった文字はすべて、特定の熟語の中でのみ、けれども定型的、ないしは習慣的に用いられ続けている。「誹諧」の「誹」字も含めて、これらは、熟語の上下の字に合わせて一部を変じて中国で作られた、一種の異体字と考えられるのである。

#### 四 中国における偏旁類化研究

『万葉集文字弁証』や金子元臣氏『古今和歌集評釈』が言う上記のような現象は、現代中国の古代漢語学では「偏旁類化」と呼ばれている。『漢魏六朝碑刻校注』（全十冊、二〇〇八年）の編者である毛遠明氏は「漢字形旁類化研究」（『西南大学学报』人文社会科学版・二〇〇六年第六号、原本は簡体字）の中で、二字熟語の偏旁類化を四種に分け、すべてに金石文の実例を示しつつ説明している。まず第一は、前の字の影響を受けて後字に偏旁が加えられる場合。第二は、前の字の影響を受けて後字の偏旁が変えられる例。第三は、後の字の影響を受けて前字に偏旁が加えられる場合。そして第四が、後の字の影響を受けて前字の偏旁が変えられる例であり、「誹諧」はこれに該当する。（ただし「誹諧」は、「漢字形旁類化研究」にも『漢魏六朝碑刻校注』にも記載されていない。）『万葉集文字弁証』にはさきに見た「連字偏旁を變ずる例」の直前に「連字偏旁を増す例」という項目があるが、それを合わせれば、『万葉集文字弁証』の指摘と「漢字形旁類化研究」の指摘はまったく重なり合っていることになる。

この偏旁類化研究をふまえて書かれたすぐれた論文に、隋源遠氏の「『霏霏』新考」（『上代文学』一一六号・平成二八年）がある。隋氏は、本来「霏微」という字形であるはずなのに万葉集に「霏霏」という形で使われている語を取り上げ、中国の文献に存在が確認できなかったことから小島憲之氏によって柿本人麻呂が創作した和製の語形かともされていたこの「霏霏」が、実は六朝時代の金石文などに見えることを指摘し、多くの実例を示しながら、この語形が毛遠明氏の言う「偏旁類化」によって生まれたものであることを実証している。この論考の中で隋氏は、次のように述べている。

同様のテキストを一度に大量生産できる刊本と違い、写本は一人一人の書写者の好みや思い込みに左右されやすい。六朝時代の碑文の拓本に多くの偏旁類化現象が見られる背景には、そういった写本文化の影響がある。そして人麻呂時代の漢籍受容もまたこの写本文化の系統の中にある。このいわゆる唐写本系統の漢籍を介して、「霏霏」

を含む様々な偏旁類化字が日本に伝来したと推測される。前掲小島憲之氏論の中でもあげられた、もう一つの人麻呂創造語とされる「◎怜」もその例である。「◎怜」は「可怜」の偏旁類化で、毛氏の分類では「後の文字の字形の影響を受け、前の文字に後の文字の偏旁が加えられた」類に入る。「◎怜」は敦煌写本中に見られ、これもまた人麻呂の創造というよりは、漢籍に学んだ表現である蓋然性が高い。現代の我々が触れている漢籍のほとんどは宋刊本以降のものであるため、文字の校訂がかなり進められている。幸い僅かながら残された写本と拓本を介して、唐や六朝時代に存在していた、多彩多様な偏旁類化現象を垣間見ることができる。この点から見ても、『万葉集』に見られる「霏霏」や「◎怜」も、写本文化の中で盛んであった偏旁類化の面貌を伝える貴重な遺例と言えよう。

古今集の「誹諧」という表記についても、これと同様のことが言えるように思われるが、中国の用例がながらく見出されなかった万葉集の「霏霏」や「◎怜」の場合と違って、「誹諧」という表記の語が中国でも使われていたことは『大漢和辞典』によってすでに知られており、竹岡正夫氏の見解はそれをふまえながら提起されていた。それでは、中国の文献では「誹諧」という表記の語はどのように用いられているのか、以下、その用例を検討したい。

#### 五 中国における「誹諧」表記の用例

まず、『大漢和辞典』が引いている『北史』列伝七十一・文苑の柳誓伝を①として掲げる。参考までに、『大漢和辞典』引用部の直前の部分も加えておく。なお、『大漢和辞典』も、

それを引いた竹岡正夫氏『古今和歌集全評釈』も、「言雜」誹諧の「雜」の字を欠いている。

①誓、尤俊弁、多在侍従、有所顧問、応答如響。性嗜酒、言雜誹諧、由是彌為太子所親狎<sup>一</sup>。

さて、『大漢和辞典』に先だって、木村正辞『万葉集文字弁証』には、すでに「誹諧」の語の下に「隋書侯白伝」という出典名が記されていた。実際には『隋書』の侯白伝は、列伝二十三・陸爽伝の中に記されている。その一部を、②として次に掲げる。

②侯白、字君素、好学有捷才、性滑稽、尤俊俊、為儒林郎、通悦不侍威儀、好為誹諧雜説、人多愛狎之、所在之处、觀者如市。

さらに検索すると、『芸文類聚』職官部・司農に見える、隋の江総によって書かれた司農陳暄の墓誌銘に、次のように「誹諧」の語が用いられている。これを用例③とする。

③隋江総、司農陳暄墓誌銘曰、其文◎◎、其筆縦横、背碑即誦、抛馬俄成、誹諧見賞、調笑忘情、…

また、竹岡氏は『隋書』経籍志・総集類に袁淑の「誹諧文」の書名が挙げられていることを指摘し、渡辺氏は前掲書で、『旧唐書』芸文志にも同書が同じ表記で記載されていること、その「誹諧」が『芸文類聚』では「俳諧」「排諧」「初学記」では「俳諧」という表記になっていることを注記している。これらのうち、『隋書』と『旧唐書』の例を用例の④としておく。

#### ④袁淑『誹諧文』

これらの、けっして多くはない用例を見てまず注意されるのは、これらがすべて六朝時代や隋代に集中しているという事実である。先に見た「漢字形旁類化研究」の中で毛遠明氏は、偏旁類化現象は六朝時代に急増加し、現存する拓本からも多くの例が見出されると述べている。また、陸明君氏の『魏晋南北朝碑別字研究』（二〇〇九年・文化艺术出版社）にも同様の偏旁類化についての記述（第八章第三節）があるが、同書にはこれを含めた「碑別字」すなわち碑文に見られる異体字が六朝時代（魏晋南北朝時代）に急増した理由として、楷行草三書体の成熟期にあたっていて混乱があったこと、政治的動乱によって正字への規範意識や強制力が薄れたこと、庶民が書写活動を行うようになったこと等が挙げられている。「誹諧」という表記は、まさにその時代に見られ、そしてその後、中国の文献からは容易に発見できなくなるのである。

次に注目されるのは、『北史』柳誓伝の①と『隋書』侯白伝の②、さらには陳暄墓誌銘の③の表現に、共通する要素が見られることである。①では柳誓の「弁」と「言」、②では侯白の「才」や「弁」、③では陳暄の「文」が賞賛されているが、これらの言語にかかわる能力には、「俊」「応答如響」などと言われるように、すばやさがついてきた。「誹諧」は、その場で瞬時に対応して人を驚かせる、機知に富んだ即興性も必要としていたように思われる。また、①の柳誓が「太子」に「親狎」されたのと同じように、②の侯白も人々に「愛狎」されていた。まわりの人に親しまれ人々を引きつける魅力を、彼等は持っていたのであ



る。

ちなみに、竹岡氏は「俳諧」の用例として、『北史』列伝七十一・文苑の李文博伝の次のような一部を示しているが、これは実は李文博伝に含まれている侯白伝であって、「挙秀才」という部分に加わり「俳諧」が「俳諧」になっている以外は『隋書』の②と同文である。これを②としておく。

② 侯白、字君素、好<sub>レ</sub>学有捷才<sub>一</sub>、性滑稽、尤弁俊、举秀才<sub>一</sub>、為儒林郎<sub>一</sub>、通悦不<sub>レ</sub>恃<sub>レ</sub>威儀、好<sub>レ</sub>為俳諧雜説<sub>一</sub>、人多愛<sub>レ</sub>狎之<sub>一</sub>、所在之处、觀者如<sub>レ</sub>市。

すべて後代の版本で見るほかないので厳密な議論はできないが、②と②を比べる限りでは、「俳諧」と「俳諧」の表記の間に、特に意味の違いはないように思われる。ちなみに侯白は『太平広記』に数多く引用されている『啓顔録』の著者として、魯迅の『中国小説史略』（第七篇）にも取り上げられている。その伝に見える「通悦（つうだつ）」は、小事を気にせず、こだわらないことを意味する。すぐれた才能によって出世しても地位をひけらかさず、「俳諧（俳諧）雑説」を好んだので、人々に愛され、その「所在之处」には、市のように人が集まったというのである。

以上のような検討からは、「俳諧」と「俳諧」に意味的な違いがなかったことがうかがわれる。「俳諧」が「俳諧」から、偏旁類化によって生まれた語である可能性は、きわめて大きいと思われるのである。

## 六 結語

上述のような推論が正しいとすれば、「俳諧」の「俳」は、「俳諧」の偏旁類化によって生まれた、「俳諧」という熟語の中でのみ用いられる「俳」の異体字であるということになる。だとすれば、その音読みはもちろん「俳」と同じく「ハイ」で、意味も同じである。字形は偶然同じだが、「俳諧」の「俳」とは別の字で、特に関係はないことになる。それはたとえば、「藝」の略字で日本で常用漢字になっている「芸」（ゲイ）が、香草の名である「芸」（ウン）とは別字で、何の関係もないのと同じである。

唐代以降、「俳諧」という表記は中国ではほとんど姿を消したように見えるが、日本では、その表記がたまたま古今和歌集という権威ある作品に用いられたために、そのまま権威ある表記、さらには特別な意味を持つ表記として使われ続けた。そのきわめてローカルな現象は、やがて日本において、「俳諧」と「俳諧」の意味の異なりを考える必要を生み、藤原清輔の時代から現代に至るまで、さまざまな議論の根源となり続けて、日本の文学の歴史、そして文学研究の歴史を多彩にいろどってきたように思われるのである。

（付記）本論は、中古文学会関西西部会第四十五回例会（平成二八年一月一二日、於武庫川女子大学）での研究発表をもとにまとめたものである。発表に際しては、多くの方々から貴重なご意見をいただくことができた。ここに記して感謝申し上げます。